

問題意識

一連の国内航空会社の飲酒に関する不適切事案や、これに伴い発覚した各社毎に異なるアルコール検査の実態等を踏まえ、我が国における操縦士の飲酒に関する統一的な基準を策定し、我が国の飲酒に係る安全対策を強化

飲酒基準の概要

【全ての操縦士(国内航空会社、海外航空会社、自家用運航者など)を対象】

1. 数値基準→運航に影響を及ぼすと認められる体内アルコール濃度を明確化(航空法第70条関係)

操縦能力への影響が認められる、血中濃度:0.2g/ℓ、呼気濃度:0.09mg/ℓを設定 (自動車:血中0.3g/ℓ、呼気0.15mg/ℓ)

※これ以下のアルコール濃度であっても、正常な運航に影響のあるおそれがある場合には引き続き運航禁止

【本邦航空運送事業者を対象】

1. アルコール検査の義務化(法104条関係)

○乗務前後にアルコール検知器を使用した検査を義務化(アルコールが検知された場合は乗務禁止)

○検査時の不正(なりすまし、すり抜け)を防止する体制の義務化

- ・検査時に他部門の職員の立ち会い等を義務化(モニター等の活用も可)
- ・一定の呼気量によりアルコール濃度を数値で表示可能な機器(ストロー式)を使用
- ・検査情報(日時、氏名、結果等)の記録・保存

○業務前8時間以内の飲酒禁止

○アルコールの影響により正常な業務ができないおそれがある間は從事禁止

→法104条に基づく運航規程に記載

2. アルコール教育の徹底・依存症対応(法103条の2、104条関係)

○経営者含む全関係職員への定期的なアルコール教育(危険性・分解速度等)を義務化

○依存症職員等の早期発見・対応のための体制整備(職員への教育、報告制度、カウンセリング環境等)

→法103条2に基づく安全管理規程及び法104条に基づく運航規程に記載

3. アルコール不適切事案を航空局報告に追加(法111条の4関係)

飲酒に係る不適切事案(アルコール検査で不合格となった場合や適切に実施されなかった場合等)について航空局への報告を義務化

4. 飲酒対策に係る体制の強化(法103条の2関係)

安全統括管理者の責務として飲酒対策を明確に位置づけるとともに、これに必要な体制を整備することを義務づけ、飲酒対策に係る体制を強化

1. 確実かつ継続的に基準を遵守するための航空局等の取組

(1) 本邦航空運送事業者

- 航空局による飲酒対策への重点的な安全監査(実施中)、抜き打ちを含むアルコール検査の立ち会いや直接のアルコール検査の実施
- 飲酒に係る不適切事案(アルコール検査で不合格等)に関し、航空局への報告を義務化し、個々の事案についての原因究明・再発防止を徹底
- アルコールの危険性、分解速度、操縦への影響等をまとめた「基礎的な教材」の作成、各社の教官等への教育等により航空会社を支援

(2) 海外航空会社

- 数値基準は外国航空会社にも適用。違反した場合は罰則もあり得る旨、外国当局・会社へ周知徹底
- 航空局職員による立入り検査時においてアルコール検査をあわせて実施

(3) 自家用運航者

操縦士の特定技能審査(2年毎)時にアルコールに関する知識を審査項目に追加するなど、飲酒に係る安全啓発・周知徹底や抜き打ちでのアルコール検査等について検討等

2. 操縦士の意識改革に向けた航空会社の取組

1. パイロットの意識改革

- 安全統括管理者の責務に社内のアルコール対策の統括管理を明記・必要な体制の整備
- パイロットの責任の重大性、社会的に期待される立場、使命感等を含む教育を定期的に実施
- 飲酒事案は厳格な処分が伴う旨、周知・徹底

2. 飲酒事案のフォローアップ体制の構築

- アルコールチェックにおける不適切事例についての原因究明・再発防止の徹底
- 保存されたアルコール検査の記録やその他の収集されたアルコールに関する不適切と疑われる事案を分析のうえ、改善を図る仕組みを構築

航空局では、個々の事案についての指導監督とともに、監査や航空安全情報分析委員会(年2回開催)での議論を踏まえて、各社の飲酒に関する不適切事案への対応状況等についての指導監督を徹底